

# 深川市農業委員会総会議事録

## ( 第 3 回 )

令和4年6月27日

開会 16時30分

閉会 16時50分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美		○
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

### 第3回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月27日（月）16時30分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 栗野 良寛委員 外25名
- 4 説明員 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補
- 5 書記 成田主事補

宮谷局長	開会宣言（16時30分） 只今から、令和4年度 第3回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、松浦委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。
菊入会長	お忙しい中ご出席いただき有難うございます。 さて、5月30日から6月1日まで、北海道農業会議の北海道選出国會議員に対する要請活動ということで、20名程の国會議員の先生方に要望書を渡してお話しすることができました。また、空知の渡辺さん、稲津さん、神谷さんには、北海道農業会議とは別に、空知農業委員会連合会としても要請することができまして、水田活用交付金の見直しを中心にお話しをさせていただき、色々と相談をさせていただきました。6月2日の農業新聞等の報道には、全国からの中間の影響を取りまとめた内容を、国として協議した結果について新聞に掲載されておりましたが、話によると、7月末頃、参議院選挙が終わってから、今後の対応について政府として纏めるとの事でした、内容については、期待ができるような話もありましたので、注目していきたいと思っております。それから6月15日に北海道農業会議の総会がありまして、理事会で北海道農業会議の代表理事会長と代表理事副会長が正式に決定しました。代表理事会長には、帯広農業委員会会長の中谷会長が、副会長は、壮瞥町農業委員会会長の南会長が続けて副会長職を引き受けていただき、そしてもう一人の副会長は、深川市農業委員会会長の私が就任することとなりましたので、これからも宜しく願いいたします。それから24日に常設審議委員会がありまして、令和5年度に対する税制要望について、検討した内容が決定いたしましたので、これから政府に要望していく流れになります。長くはなりませんが、これから総会を始めたいと思いますので宜しく願いいたします。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。 2番 青木委員、23番 荒井 政明会長職務代理者を指名します。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告はありませんので、(2) 農業委員会業務報告を局長から報告します。
宮谷局長	5月27日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、報告書の配布をもちまして、農業委員会業務報告とさせていただきます。以上です。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を鈴木委員長より報告願います。
鈴木委員長	(資料に基づき説明)

菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	(2) 農民特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願います。
大川委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
	初めに、報告第1号 調整委員の指名について 事務局から説明願います。
後藤次長	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は7件で、すべて、売買に係るあっせん申し出です。7件すべて、申出年月日と指名年月日は、令和4年6月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則 第26条の規定 及び、農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は6件で、4番と6番が旧法分、1番、2番、3番、5番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。

佐藤主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、令和3年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「宅地」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2—(1)—イの「軽微な面積(概ね 1,000 m<sup>2</sup>)で、客観的にみて、その現況が瀬出人の証明願い地目と一致する(原野、雑種地への現況証明は除く。)場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は1件で、北海道農業公社との農地売買等事業への事業参加者変更に伴う解約です。合意解約日は、令和4年6月6日で、土地の引き渡し時期は、令和4年6月27日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第15条第4項の規定による農用地利用集積計画 作成の要請についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る 農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は24件で、番号9番が賃貸借の案件で、それ以外は、すべて売買の案件です。番号1番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号2番および4番から6番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は、番号2番、5番、6番が自己資金で、番号4番がL資</p>

	<p>金です。番号3番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号7番は、残地処分のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号8番は、契約期間満了により返還された農地と併せて残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号9番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け経営拡大を図るものですが、事業参加者の変更により、期間は5年間のうち、残存期間の8カ月間です。次に、番号10番から24番は、北海道農業公社の農地売買等事業の通常の売渡です。受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応は、番号10番から20番、22番と23番がL資金、番号21番と24番が自己資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明がありましたが、ここで本議案中の番号3番及び15番で 五十嵐 委員、18番で荒井 政明 委員、番号21番で 青木 委員、番号24番で 山崎 委員の議事参与を制限します。</p> <p>それでは質疑を受けます。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>続いて、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
<p>成田主事補</p>	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件として、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の5つの要件があり、農地法により定められた要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は46件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら46法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>

菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、7番で大森委員、41番で大川委員、42番で高橋委員の議事参与を、それぞれ制限します。 それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり) それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します</p> <p>(総会終了 16時50分)</p>